併し關東以北に向へば、カネイバ漸く少なくしてカネイ塚が漸く多い。武藏などは此名の塚の殊に多い地方である。是に宛てた文字は金塚金井塚等區々であるが、新編風土記稿の如きは見る所あつて總べて庚塚の字を宛て、即ち庚申塚のことだらうと斷じて居る。併し庚申を只庚(カノエ)と云ふ筈が無い。東國人の舌ではカナイ、カネイもカノエに近く發音せられ、此混亂は有得べき上に、此名の塚存する國々には、又カナイ神・金屋神が多い故に、自分は所謂庚塚の亦金鑄塚なるべきを信ずるのである。

カナイ神は最も多くは金井神と書くが、又叶神或は家内神とも書いて居る。此は多少の意味あることとちしい。金子屋敷を擧げた羽前小松地方にも此神は少なくない。常陸岩代陸前には正しく金鑄神と書いたものもある。金屋神は金工を金屋とも呼んだ爲かと思ふ。又金谷神とも書いてある。新編會津風土記に依れば、若松城より三十町程西に鍛冶屋敷と云ふ地がある。葦名氏の時鎌倉より鍛冶を伴なひ來つて住せしむと言ふ。此村の農民治右衛門が家に金屋神と題する一軸の卷物がある。本文は梵字を以て記し末に江州文宮導人廻國時示之、傳燈大阿闍梨重盛判、授者雪下正家傳之、慶長二年神无月吉日とある云々。近江は何故か鑄物師に緣深く、栗太郡にも愛知郡にも多くの故跡がある。

鑄物師が塚に據つて居住したかと云ふ推測は、更に二つの點より之を强められる。其一は出雲相模下野などの地名に鐵糞(カナクソ)塚と云ふもの多く又塚の附近若しくは土中より鐵糞を出すことあり、今も鑄掛屋と稱する徒には野外の一地に假住して其業を營み、往々鐵糞を殘して行くことである。其二は金鑄神が前述の如く鍛冶にも鑄物師にも鐵物師にも通じて祀らるゝを見れば、當初蹈鞴を取扱ひし種族は普通の農民より智巧の優越せる外來人で、需要に應じ天下を歷巡つて居た者らしく、地中に於て其技術を行ふの風があつた爲、歐洲に於て幽惟なる隱里の傳說を發生せしめたと同じ狀勢は、此に在つては塚の神の信仰となり此徒亦之を挿んで田舍人に臨んだらしいことである。金鑄神が單に彼等の守護神であるならば、村里に是程多くの祠を遺すわけが無い。此假定は猶各地の金井神金屋神等の傳說信仰を蒐集比較して見なければ勿論之を實行することが出來ぬが、只試みに引用して置くの

は、屋久島の一民俗である。人類學會雜誌二二六號に、高山青嶂氏は、屋久島永田神社の祠官古市熊護氏の報告を引いて、此島涅齒の風習を述べて曰く「古來未染の女子若し懷姙するときは、鍛冶屋神に詣で賽錢を奉納し、鐵糞を申請けて歸り、之に唐竹の葉と柳の葉とを混じて器に入れ水を注ぎて煎じ其女に飲ましむ。人間の子ならば何事も無けれど、若し惡魔蛇類の子ならば直ちに胎下するとて頑固尙古の者は今も往々此の如くす云々。鍛冶屋神は別に祠無く家の內に氏神の如く之を祀る。鍛冶の職を爲す者の家に限れり。其祭神を僧侶は天照皇太神と稱し、神職は金山大明神橐籥神なりと謂ふ云々。此神の名に就いても說があるが自分にはよく理解し得ぬ。要するに涅齒を魔除とする南島一般の思想に、鍛冶屋は來り參與して居るのである。橐籥とは吹子卽ち蹈鞴の道具である。內地でもタ、ラと云ふ地名には、或は右の信仰と關係があるかと思ふ傳說がある。例へば上野邑樂郡多々良沼では、萬壽二年蠻日向なる者來り、此沼の水鑄物に良しとて居を構へ、蹈鞴を揺ゐ鍋を鑄た。其趾を以前は宇金糞と呼んだ。金糞が出たと云ふ（邑樂郡誌）。遠州榛原郡金谷宿の言傳へに、昔此地に住みし長者愛娘を某池の大蛇に取られ憤恨に堪へず、多くの鞴師を呼寄せて一時に鐵を湯に熔かして其池に注いだ（河村多賀造氏談）。琳聖太子が上陸したと云ふ周防の多々良濱を始め、此地名の水邊に多いのは或は龍神信仰と因があるのかも知れぬ。猶ゲヂイと云ふ語の由來並びに此徒の歷史を明かにしたら有益であらうが、まだ此部面は眞暗だ。

## 五〇、多々羅といふ地名

自分は久しく東西の各府縣に亙つてタ、ラと云ふ地名が有つて、取分け山中に多いことを注意して居たが如何に砂鐵の分布でも大凡限りのあるものであらうから、其起原を悉く鍛工又は鑄工の居住に歸するのは無理であらうと思うて居た。併し小此木氏の諸國刀鍛冶の話を聽くに及んで此にも然るべき仔細のあることを理解し、此の如き多數のタ、ラは必

ずしも原料の所在で無くとも、工人の分散して其業を營んだ爲であつて、而も燃料又は用水の關係及び場所の清淨を保つ必要等からも逐次に移つて行つたのかも知れぬと思ふやうになつた。そこで其御禮の爲、且は鐵が今日の問題であるのを機會として、此餘白に些しく各地のタ、ラを列記して置かうと思ふ。勿論此だけが自分の知る全部では無い。唯此ほどにも分布して居るといふことを說く迄である。此序に一言したいことは、鐵工所をタ、ラと稱したことは近頃迄の事である。藝藩通誌卷五十九にも「墟所(タヽラシヨ)は鑛山遠からずして炭木の多き地を見立て打納むる也。木伐り盡せば又善き場所を撰びて打替ふると云ふ。五年八年に木の盡きざる所を擇ぶ也云々」とあつて、猶備後各郡物產の條に砂鐵鑛のことが詳しく述べてある。出雲の鐵鑛のことは雲陽志に見えて居る。筑前糸島郡怡土(イド)村大字川原(カハバル)には、山神山の中に東蹈鞴(タヽラ)西蹈鞴と云ふ地があつて、其邊の田を耕せば往々にして鐵屑が出たと云ふ（筑前續風土記拾遺）。東國では上州邑樂郡多々良村の多々良沼に、大昔鑄物師が來て蹈鞴を沼の岸に据ゑ、其跡の地名を金糞と稱して、今でも金糞が出ることは前に云うたことがある（前項）。越後南蒲原郡鹿峠村大字曲谷(マガリ)の字蹈鞴澤は、往古此澤に鍛冶の住せるに由り、其山を鐵屑(カナクズ)山と云ひ、澤をタヽラサハと呼んだと、四年前に出た嵐溪史にある。鎌倉理智光寺の西に、鑪場(タヽラバ)と稱する地がある。新篇鎌倉誌一には開山願行上人大山不動を鑄た所と稱すと記し、攬勝考五には、此邊にもと在つた大樂寺の本尊不動の鐵像を鑄た所だと云ふとある。松屋筆記十六に引く所の東大寺造立供養記の文「自二春日山一、白鳥飛來翔二多々羅上一、或飛二廻火爐之邊一、或上二下炎煙之中一云々」とある多々羅も同じく是で、我々がフイゴ（吹皮）と稱して居る一式の設備を、蹈鞴と呼ぶことは上古以來變らぬのである。而うして此語の起りは所謂吹皮が穴に當る音の形容に在るかと自分は思うて居たが、必ずしもさうで無いかとも考へられるのは先づ第一に橐籥(フイゴ)を用ゐざる只の墟をもタヽラと謂つたことである。埃囊抄に「元三の御藥溫むたゝらなどは世の始めの物なりしが云々」とあり（和訓栞）、肥前北部で陶器窯に用ゐる一種の薪を今でもタヽラギと謂ふ（佐賀縣方言辭典）。次に新撰字鏡には「鎖、公換反、耒金、田器、太々良」とある。新選姓氏錄卷二十、

山城國諸藩の内に任那から歸化したと云ふ多々良公氏と云ふのは、欽明天皇の御宇に來朝して「金多多利金平居等」を獻じた故に、之を譽めて多々良公の姓を賜つた。其多多利と云ふのは楯とも線柱とも書いて、糸を卷く爲に用ゐる三股の拵の如き物だと言へば、何か此等の金屬品を通じて、同じタ、ラの稱を下すべき仔細があつたのかも知れぬ。右の任那には古くは多々羅と云ふ地名のあつたとと、書紀繼體天皇二十三年の條などに見えて居るから、賜姓の傳說は亦單に傳說に過ぎなかつたとも見られる。兎に角にとの語原不明なるタ、ラと云ふ語が書紀編修の時代既に蹈鞴と云ふ物に當てられて居り、而も其語が半島より輸入した者と推測せらるゝとは、此地名が古く周防長門筑前相模安房などの海邊に存した事實と合はせて上代鍛刀工藝發達の道筋を語るものでは無いかと思ふ。猶前稿「金子屋敷」の一篇を參照せられんとを望む。

筑前遠賀郡八幡町大字尾倉字多々羅
豐後大野郡大野村大字中原字多々良
肥前南松浦郡奥浦村大字平藏字多々良島
肥後阿蘇郡山西村大字宮山字多田良
日向東諸縣郡穆佐村大字上倉永字鑪
薩摩鹿兒島郡谷山村大字下福元字多々良
長門美禰郡共和村字嘉萬小字タ、ラ
備後比婆郡八鉾村大字油木字問平小字鑪
備中阿哲郡新郷村大字釜字原ノ向小字鑪屋敷
伯耆西伯郡大山村大字鍛戸、鍛戸山
播磨宍粟郡三方村大字公文字タ、ラ場
信濃北佐久郡志賀村字多々良波
上總夷隅郡中川村大字大野字鑪鞴戸
下總香取郡大須賀村大字南敷字多々羅堂
常陸行方郡太田村大字矢幡字タ、ラ
上野群馬郡白郷井村大字中郷字鑪澤
下野上都賀郡泉村大字上伊佐野字鑪鞴戸

磐城石城郡窪田村大字窪田字多田羅以
陸中稗貫郡内川目村字鍛野（クヽヲノ）
羽後北秋田郡上小阿仁村大字五反澤字タヽラ澤

## 五一、トツラ・トウマン

是も諸國の山村に數多いトツラ又はツヽラと云ふ地名は、前に擧げた多々良とは何の關係も無いらしい。自分は此小名ある地の屢々谷川の岸であることゝ、東北では專らトツラと云ひ中央部から西ではツヽラばかり多いのを見て、二者は共に藤其他の蔓類を意味し、其地名の發生した事由は、單に此植物の多く在る所と云ふ所だけでは無く、之を採取して最も利用する作業、即ち筏を組むわざに便宜の多かつたことに在るかと考へて居る。人の肩で材木を運ぶ勞苦は、水さへあれば之を免れることが出來た。所謂一本流しは就中最も簡便であるやうであるが、管理と辨別とに存外の面倒がある。故に昔の山民の運材法はどうしても筏が主たるものであつたらう。筏を組むには所謂川淀の潭を爲して暫く流木を駐め得る所たることを要するが、それと同時に必要な條件は、成るべく近くに筏を結ぶツヽラの多く採取し得らるゝことである。和歌によく詠む青淵の上に藤の花の咲いて居る光景の如きは、風流に緣の無い山賤に取つても、亦遁すべからざるものであつたに相違無い。廣い山中に地名を點じて行くことは決して氣樂な仕事では無かつた。何となれば命名するからは之を記憶する面倒が生ずるからである。之をしも忍んで地名を附けたのは、何か我我の祖先の生活と著しく交渉する所があつたものと見ねばならぬ。即ち年々筏流しの季節に入ると連れ立つて其地に赴き、石を蹈み水に脚を浸して、鶯の聲でも聞きながら、靜かに終日働いて居たので其地に親しくなり、他日人の手が剩つて其附近に畑を開き田屋を構へる時に及んでも、昔馴染の名を呼んで「あのトツラ澤の」と云ふやうになつたのであらう。或川筋では岸に幾所かのトツラ又はツヽラがあつて、而も今は筏が通らぬのも時々は

あるが、是は有りさうなことで、木を伐り過ぎれば平水が低くなり出水が高くなる故に、山崩れがあり岩石が落ちたり出たりして、終に筏を組む技術を忘れる迄中絶する場合も起り得る。次にはツヽラ其物も次第に少なくなりつゝある。手入のよく屆くと云ふ山には勿論此植物が無い。又稀に淵に臨んだ岨(ソハ)やホキに無用の岩ガラに、藤が延えて居ても採る人が多ければ補充が續かなくなる。私は或監督の人と共に木曾の御料林をあるいて見た折に「どうもトウマンが乏しいので」と言ふ語を屢々聞いた。トウマンは即ち藤蔓のことであつた。又筏で有名な吉野川の流域を通つた時にも、何臺と無くその藤蔓を山中に運び込む荷車を追ひ越した。北大和の方から來ると云うたが、まさかに春日山の藤でもなかつたらう。斯ちなると昔のツヽラ淵の地では筏を組まぬ。是とは反對に川岸に聊かの平地ある場所を擇び、兼ねて用意をした横木の上で材木をよき程に組み、其横木の片端を斜に揚げて出來た筏を川の中へそろり卸す、まるで進水式のやうである。

此序に云ふが、山村ではツヽラの用途は勿論筏の外にも多かつた。炭俵に藁縄を使ふ時代になつても罷まぬものは、谷川に流す所々の橋に藤蔓を用ゐる風である。祖谷や米良の藤橋は別として、所謂丸木橋や一本橋を兩岸に繫ぐにも、必要なものは松藤又は白口藤などである。其橋材の兩端のツヽラを通す穴の穿り方は、筏の材木の穴と同じであるらしいが、是も鐵線を代用する時代が來たらどう變るか分らぬ。トロ又は長トロなど云ふ地名も筏流しに始まつた語かと思ふ。即ち川水の緩流する部分のことで、水路を急ぐ者にはちやうど陸路の坂峠に當り、一夜を休息せんとするものには又恰かも、峠の茶屋或は阪元の宿に當るので、決して瀞八町などゝ風景の詮議をする閑人の命名では無く、實際生活と交渉があるので名が出來たものである。

## 五二、破魔射場といふ地名

此地名は奥州から中國に亙つて無數にあるが、先づ其中から破魔射場の文字を宛てた者

のみを擧げて見る。

常陸多賀郡黑前村大字黑阪字破魔射場
三河八名郡七郷村大字名號字破魔射場
伊勢鈴鹿郡關町大字新所字破魔射場
同　同　龜山町大字龜山東町字破魔弓場
美作眞庭郡美和村大字樫東字鳴ノ殖小字破魔場
石見美濃郡豐田村大字安富（小保賀）字破魔射場
同　鹿足郡青原村大字柳字破魔射場

此外にハマイバと假名で書いた例は甚だ多いが、其よりも更に多いのは濱井場の文字である。是は從來の片假名に字を當てる時に最も考へ付き易い。此外に濱射場とある例もあり又別に濱弓場又は濱矢場と言ふのもある。

## 五三、鉦打居住地

左に掲ぐる地名は以前鉦打部落の住んで居た爲に出來たものと思ふ。就中下總の三ケ尾のことは前にも話が出て居る（柳田、念佛團體の變遷、鄕土研究二卷二號）。此等の土地の現狀は如何。若し其附近の讀者より御報告があるならば大なる幸ひである。

常陸筑波郡鹿島村大字古川字鉦打
下總猿島郡弓馬田村大字弓田字鐘打
同　香取郡古城村大字鋪木字鐘打臺
同　印旛郡公津村大字下方字鐘打
下總東葛飾郡福田村大字三ツ堀字鉦打
同　同　同　大字二ツ塚字西金打久保
同　同　田中村大字西三ケ尾字金打
武藏南足立郡梅島村大字栗原字鉦打
同　西多摩郡小宮村大字乙津字鐘打場
甲斐南都留郡鳴澤村字磬叩
越後岩船郡大川谷村大字荒川口字カネタ、キ
破魔射場・鉦打

但馬城崎郡新田村大字立野字鐘ダヽヰ
阿波那賀郡福井村大字下福井字鉦打

# 五四、京丸考

我邦の海岸近い低地に住む人々は、山を知らなかつた海部の子孫でもあるのか山家の生活に付いていつもえらい誇張をやるので困る。鹿猿の單とても危險の無い限りは里近く出て住むのに人ばかり深山幽谷に住み得る筈が無い。そんな事をして山人を仙人扱ひにして貰ひたく無いものである。さて屢々引合ひに出る遠州京丸の牡丹の話、あれは今の周智郡氣多村大字小俣京丸の一部である。人の往む在所である。路が遠くて悪いのは人家の數が少なく經濟力が弱い爲である。偶々其土地の名を奥山など〻呼ぶ爲に、不當な概念が出來てしまつた。山中の牡丹と云ふことは、既に柳里恭が雲萍雜志にも之を認めず、單に色紅



にして黄を帶びたる花とある。石楠花だらうと云ふことである。然るに馬琴は其紀行に京丸の傳聞を記して、巨大なる花片流れ出るなど〻、殆ど武陵桃源を以て之を視たのみならず、更に其作のたしか稚枝鳩(ワカエノハト)か何かの中に、此地の事を取入れて纒纒城の古譚の燒直しを試みて居る。併し私は奥山の人奥山君を知つて居るが、同君も義理で少々は合槌を打つがよく聞くと唯淋しい一山村と云ふに過ぎぬやうである。地圖で見ても奥山は天龍の水域でさして僻遠の地では無い。三河を廻れば村中まで車も通ひ、製糸其他の工場もある。其小俣字京丸は唯此から入込んだ谷合と云ふだけである。要するに一個の結構な盆地で、今でこそ輕便鐵道を架ける話が無いから偏鄙など〻云ふが、四隣を山川で斷ち切つて纒まり宜しく、しかも出端の悪くない點から見れば、武家時代に於ては誠に理想的の一莊園である。掛川志にあつたかと思ふ。奥山郷は五村に分れて居るとある(山中の村には五箇と名づけ五の部落より成るものが多いのは何故であらうか)。今の周智郡奥山村大字奥領家(リョウケ)及び大字地頭方、同城西村大字相月、磐田郡山香(ヤマカ)村大字大井、同佐久間村大字佐久間であると云ふ。前の二村名は

單に莊園制度の完備して居た時代に、此村の拓かれたことを證するのみならず、後日領家と地頭との間に收納に關する諍訟があつて、當時最も普通なる和與手段に由り、双方の間に下地を中分して、二個以上の所領となつたことがよく分る。それほど物の判つた人の住んで居た土地である。古老の說では、里毎に里長一人あり、之を公門と謂ふとある。公門は卽ち公文（クモン）であつて、莊園第二級の事務員の名である。九文給或は雲久（クモンキウ）など〻、其昔の給（キウ）田の地名となつて殘つて居る例があるが、所謂名主庄屋の元の形を示す名稱として存するのは珍らしい。又同じ掛川志に奥山鄕は御料の地であつて三年毎に上番をした。仕丁一人あり之を京夫丸と云ふとある。御料と云ふのは恐らくは三年に一度の京在番と云ふのから來た推測であらうが、小俣京丸の京丸もやはり右の京夫丸から轉訛した地名らしく見える。京夫とは京へ行くべき人夫と云ふことである。丸は雜色などの名に常に用ゐられる語であれば、京丸と云ふ地は多分は京往きの夫役を、世襲的に勤めて居た者の屋敷給田の地であらう。此推定が當れりとするならば、京丸などは此山村の中で最も氣の利いた世間師の住んで居た部落である。冬の圍爐裏の側の話の如きも、祇園六波羅嵯峨北野で持切つたかも知れぬ。仙人など〻馬鹿には出來ぬ在所である。」

## 五五、矢立峠

境の山に矢立と云ふ地名の多いのは注意する必要がある。秋田の大館から津輕へ越える官道に矢立峠がある。卽ち陸奥と出羽との最北の國境である。文化五年の紀行とて地名辭書に引用せる終北錄には之に關する傳說を載せて居る。曰く矢立峠古くは矢立杉と稱す。杉の老木ありて柵を繞せり。昔田村將軍此杉の木に矢を射立て木の半身を以て奥羽の境と定む云々、落葉集卷十七に相州足柄に矢立の杉あり。武道を祈る者此杉に矢を射立て〻手向とするが故に此名ありと見える。其出處と眞僞とを知らざるも人も知る如く此地も亦駿河との國境である。俚言集覽には甲州の笹子峠に矢立杉と云ふ名木あり、七抱半云々と見

えて居る。笹子は國境では無いが郡内と國中とを隔絶する峠である。越中西礪波郡埴生村大字埴生字長に矢立山と云ふ地がある。此も加賀との境らしい。「越の下草」に依れば越中より倶利迦羅道へ出づる間道なり、一に矢立越と云ふ。名義不詳。或は云ふ昔石動の城より遠矢を放ちしが立ちたる處なり云々。右の外にも矢立と云ふ地は左の如くあり、一々に就いて地形を明かにしないが、國境の境ならずとすれば即ち莊郷の榜示の地點であらう。

磐城相馬郡玉野村大字東玉野字矢立澤
同　刈田郡七ヶ宿村大字渡瀬字矢立平
甲斐東山梨郡神金村上萩原組字矢立石
對馬佐須村大字久根田舍字矢立山

清水濱臣の遊京漫錄には、紀州高野山の麓なる矢立と云ふ宿に云々とある。又俚言集覽に、志摩磯部村に矢立の茶屋あり、俚俗に日本の家の建て始めと云ふ。今も表の方は席を用ゐて戸とすと見えて居る。勿論ヤタテの音から出た作り話であらう。」

飛騨益田郡竹原村大字乘政字初矢峠

右の初矢のハツはハテ・ハシ・ハチなど〻語原を同じくし、土地の端又は境の義なることは、三河尾張其他諸國のハツ崎、津の國の浦の初島、遠江の初倉莊等多くの例證がある。從つて是も矢を以て境に名づくる一つの場合である。

矢の山中の祭に緣あるべきことは、諸國山中の地名に、矢神と云ふものあるを以て之を推測し得る。例へば

丹後平鹿郡沼館村大字矢神
磐城田村郡濁浪村大字廣瀬字矢大神
丹波氷上郡吉見村大字上田字矢神
播磨多可郡津萬村大字寺内字矢神
石見那賀郡下松山村大字八神（ヤガミ）

等の如し。此等の地には各其名の神があつただらうが、其神は矢を祀つたとするか、矢を以て祭を爲したのかは定め難い。

磐城東白川郡高城村大字内川字矢祭

矢　神

は、もし常陸久慈川の奥にあつて、一に山釣（ヤマツリ）とも書いた好風景を以て知られた矢祭山のことゝすれば亦國境に在る。但し所謂保内の地が陸奥に屬した中代以前に於ては、國の境には非ずして莊園の境である。矢を以て山の神を祭ることは古い習慣であるが、是は專ら狩獵に關し境の神とは一見關係は無いらしい。武家の故實に矢開（ヤビラキ）のことがある。それよりも古くは吾妻鏡建久四年富士の狩の條に「御狩訖りて晩に屬し、其所に於て山神矢口等を祭らる」とある。日向西臼杵郡の山中では狩の始めに鐵砲を一發放ちて山の神に手向くるを矢立（ヤクテ）と云ふ。思ふに鐵砲使用以前には矢を放ちて祝したものだらう。此等古今の例は凡べて山中で矢を用ゐて神を祭ることを示すのみで其由來を明かにするには足らぬが、自分の臆測では、其矢はやがて山神と境を劃して相守るの意を含むこと、山口の祭と同じからんと思ふ。山口祭は古い祭である。山に入つて採樵せんとする者が云はゞ山神の領分を侵さんとする一つの言譯である。而うして若し此祭に矢を用ゐたとするも、狩獵に際し單に持ち合せた品を獻ずるの趣旨では無くて、別に意味がある筈である。境に矢を立てるは串刺の意であらう。かく思ふ所以は次に擧げる二の口碑の偶合するが爲である。

イ　下總香取郡久賀村大字次浦の民有山林中に經三間高一丈許の塚がある。塚の名を矢指塚と云ふ。傳へ言ふ、源頼義父子奥州より凱旋の途次、上總の海岸に上陸したる折、征矢百本を取り一里（小道）毎に一本の矢を指したるに、九十九にして一本殘りたれば此塚に埋む。俚諺あり曰く「九十九里矢指が浦に來て見れば一浦足らでそこが次浦」云々（香取郡誌）。

ロ　肥後下益城郡豐田村大字塚原には塚所々に在り。俚俗傳へて云ふ。此塚は百ケ所にありと雖も百本の串を作りて塚毎に一本づゝ立つるに一本は必ず殘る。故を以て之を九十九塚と云ふ云云（肥後國志）。

百塚百穴などの名は、塚の數の甚だ多いのを大數を以て呼べるものとも云へようが、百の數に一つ足りない九十九塚に至つては意味無しとせぬ。九十九をツクモと謂ふ理由は、袖中抄以來の諸說何れも信を執り難いから先づは他日の研究に讓らう。只玆に申したいのは、右の九十九塚の傳說が甚しく熊野の九十九王子の思想に似たことである。御幸記など、にも見える如く、京より三山に詣でるには、途次に九十九箇所の王子祠を拜し、其第百番

目が熊野である。所謂塚の上に各一本の矢又は串を立てると云ふのも、或は之を以て熊野を祭つたものでは無からうか。

矢を串と稱する今一つの證據は、神武紀孔舍衞阪の戰の條に「流矢有りて五瀨命の肱脛に中れり云々」。古事記の同じ條には「五瀨命御手に登美毘古が痛矢串を負はず云々」とある。日本紀の流布本も亦之に依りて流矢をイタヤグシと訓んで居る。之を以て思へば、後世イグシと云ひ玉串と稱し、形は全く變じたがクシの原義は卽ち箭のことであらう。今日まで苗代の水口に挿む所の齋串(イグシ)が、竹の端に紙片などを挾んだのは、別に護符などの入れ物と云ふのでは無くて、昔の矢の形の遺つたものだらう。從つて萬葉のいぐし立てみわすゑまつる云々の歌も、神事に箭を用ゐる一例と見るべく、此箭はやがて注連繩と同一の趣味に基づき、神境を標示するの目的と見られようか。

串を境に刺すことは歷とした出典がある。書紀の一書の素盞嗚尊の惡業を列擧した條に「春は卽ち渠槽を廢し及び溝を埋め畔を毀ち又種子を重播す、秋は則ち鍼を挿し馬を伏す、凡そ此惡事會て息む時無し」とある。釋紀の述義にては鍼を田中に刺立つるは咒詛にして若し强ひて其田を耕す者あらば身遂に滅亡するなりと解いて居るが誤りである。串刺は古語拾遺にも「竊かに其田に往きて串を刺して相爭ふなり」と見え大祓の祝詞にも同じく畔放(アハナチ)、溝埋、樋放、頻蒔(シキマキ)、串刺と列擧して此を天津罪卽ち新來の優等人種が犯す處れある罪の中に數へたのを見ても明白である如く、他人が既に改良を加へ畔を作り水を引き種子を下した土地に、重ねて種を播き先づ利用に着手したのは我なりと稱して占有權を主張するのが不德義なのと同樣に、人の點定占有した土地に後から行つて串を指し自分の標めた野なりと爭ふのを罪と爲したのである。從つて所謂公私共之の山野に於て平穩に串を刺すのは決して罪では無い。中世莊園新立の場合に、四至を定め地方官立會の上榜示を打つたのは、卽ち右の平穩な占有の形式で、榜示は取りも直さず大なる串であり矢である。只神事政事の次第に分離するに及んで、一方は法律上の方式となり、他の一方は信仰上の習慣となつたのに他ならぬ。

伯耆誌に依れば、同國西伯郡日吉津村大字日吉津の伊勢大神宮に藏する寛文八年の證文には「大神宮注連之內開高五石一斗有之處存知屆候、相違無く神納あるべき者也」と見え、る。此注連之內は社地では無くして神領である。即ち昔の所謂標野（シメノ）である。雲陽志佐陀（サダ）大社の記事に「昔は神領七千石あり、秀吉の時此神領を沒收し二百十四人の神職七十五人と成り堀尾氏の時又減じたり。然れども今に至るまで毎年四月十月の兩度、昔の神領七千石の地の四邊に榜示の幣を挿す。之を柴刺の神事と稱す云々」とある。右の柴刺は平穩な串刺の遺習で、若し串は即ち矢であること卑見の如しとすれば、國邑の境に矢立の地名があることは由來久しいものと言つて宜しい。而して時々の串又は矢は朽腐して湮滅し易いから特に土壇を築き其痕を明かにし兼ねて境上の祭を營んだことは、曾て十三塚に付いて其一端を述べ今後も亦追々卑考を以て大方の敎を乞はうとする所である。それ故に塚であつて矢に緣のある名を持つものは反證なき限り是を境の標章と見て差支へなからう。矢立杉の杉の木も亦境界と由ありと思ふ仔細がある。改めて之を述べよう。

紀伊國續風土記に依れば、牟婁郡の村々には矢倉明神と云ふ小祠が多い。大抵社殿なく古木又は岩を祀る。著者の說にはクラは方言山の嶮峻なる處を意味す。ヤは即ちイハの約なるべしと云うて居る。他の國々でも相模の矢倉澤を始めとし類似の地名は多い。白井光太郎氏もクラは岩のことなりと言はれた。今日では此意味に轉じたかも知れないが、クラは岩倉又は倉橋など〻云ふ語があつて只の岩石地では無い。元は岩組即ち岩石の重疊した者を謂ひ、しかも天然の岩組よりも主として人爲のもの〻ことであつたらう。即ち石床（イハドコ）やミテグラなど〻同じく、今日の語で石塚に當るのであらう。從つて前に謂ふ所の遠江の初倉（大井川右岸）、又は諸國の戸倉と云ふ地は亦境の塚で、矢倉は即ち矢指塚と同じである。御幣を塚に立てる例は求めれば多いだらうが、近江伊香郡古保利村大字柳野中にある幣塚は、昔此村の大音神社（大陰神？）の祭の日の十日前に、幣を此塚の上に立てたから此名があると、諸種の地誌に見えて居る。

肥後飽託郡島崎村大字島崎に遠矢塚がある。田中に島の如く見える小丘である。一名中

島。昔遠矢を試した處と云ふ。備前赤磐郡葛城村大字國ケ原には字矢井塚がある。信濃東筑摩郡東川手村に字矢トコがある。矢掛と云ふ地名も諸國に在る。掛は掛神の義で沓掛と同じく、路傍の木又は石に矢を掛けて神を祭つたのであらう。陸前石卷町大字港に矢祭石一名矢筈石がある。袋谷地と云ふ所の小流の畔で小石が多い。八幡太郎の軍士各矢を投じて川の神を祭りしに、其矢石に化したりと云ふ口碑がある（封内風土記）。信洲高遠町少林寺の境内に槻の古木がある。之を矢立の木と謂ふ（木の下蔭）。矢を以て神を祭り武運を祈ると謂ふのも、亦領内の安全の祈禱であらう。中世武家の武運と云ふのは卽ち家運のことである。江戸で謂へば町内安全のこと。矢祭を特に上品の習慣らしく云ふのは故實家の一家言である。支那でも日本でも富貴康寧は誠に凡人の大事件で、とのことだけは古今東西の差別を見ない。」

# 索引


## ア

アクツ（坏・阿久津）　二四九
アクト（悪戸）　二四九
字　二六、三三—三六、九四、九五、一四三—一四四
アシダニ（足谷・蘆谷）　一三四
アタゴ（愛宕・阿多古）　一二八
アテ　一二八
アテラ（安寺）　一二七
アネタイ（姉體・姉帶）　三六四
アハラ（阿原）　一〇三、一〇四
アヒノタ（間ノ田）　三〇五
アヘバ（饗庭）　三〇五
アラキ（新居）　一二五
アラク・アラコ　二四、二五
アシブ（鞍部）　一七

## イ

一石物・二石物　一二七
一色　二九

一分方・二分方　六四
今在家　三五、六五、一二五
インキョ　三一六

## ウ

ウキ　一九三
請負場　三三
請所　三三
ウダ(宇多)　八〇、八一、一〇一、三三〇、三三六—三三八
ウネ(畝)　三六四
ウハノ(上野)　一七
雲鐘・雲霞山　一三三

## エ

エズミ(江角・江住)　一九九
エダ(朶)　三一八
枝郷　二六
枝村　三一八

## オ

大字　三〇、三一、二九、三〇—三三、三五、三六、一四三
オク　三六八
踊り場　一三三
オハザマ(大迫)　一〇六
大野　七七、一六三
オンヂ(陰地)　一一六

## カ・ガ

開墾　一九—二三
カイチ(皆市・ケ市)　三一九、三三〇







カイツ　三一九
カイト・ガイト(垣内)　一五三、三一七—三一九、三三一
カイド(貝戸・海道・皆渡・開土・外戸)　三一九
カウゲ　二二四
カウチ・カハチ(河内)・カツチ　一七、一六五
カガ(加賀)　八三、八三、一〇七
カキツ　三一九
客觀的地名　八、一一
カクチ　三一九
カクマ(角間・川隈)　五一
カタ(潟)・ガタ　一五四
カタビラ(帷子・片平)　一一〇
カタハ(片羽・片端)　一一〇
カツカ　八三、一〇七
カツラ　五一
カナイゴ(金鑄子)　三七三
カナザハ(金澤)　一二
カヌカ(鹿糠)・カノカ　八三、一〇七
カネイ塚(鋳鑄塚)　三七四
カネイ場(鐘鑄場)　三七三
カネウチ(鉦打)　三八六—三八八
カネク(兼久)　三七三
金子　三七一、三七三
金子屋敷　三七一、三七三、三七四
加納　二五
カハ　一三〇
カハド(川處)　一三〇
カマチ　一六五
家名　六〇
ガラメキ　一四

カルキサハ（輕井澤）　三〇五、三〇六、三一一
ガケ・ガンケ　一一一、一一三

## キ・ギ

京丸　五八八—五九〇
切繪圖　三五、四五、四六、六七、一四三、一四五
切添　二四、六五、一二五
ギロ　一三七

## ク・グ

クエ　一一一、一一三
クキ　一八〇
クゴ　八〇、一〇五、一〇四
クザ　一一三
クテ（久手・湫）・グテ　八〇、九五、一〇二—一〇四
クツカケ（沓掛）　四〇〇
クボ（久保・窪）　一〇五、一〇六、三二一、三六五
クマ（久万・隈）　五一、一六五
組　三二、三五
クモン（公文・公門）　一五〇、三九〇
クモンキウ（公文給）　一五〇
クラ　三九九
クリ・グリ（泫）　三六八—三七一
車地式　六五


## ケ・ゲ


毛無し　二九六
下地中分　六三
ケウライシ（敎良石）ケウラギ（敎良木）　二六四




## コ・ゴ


小字　二六、二九、三三、三六、四六—四八、一四三、一四四
ゴウ（郷）　二五、二四、三五
コウゲ（芝・原）　八二、八三、一〇七
ゴウド（川渡・强戸・郷戸・神戸・顏戸）　一一三
ゴウヤ・ゴウヤ（興野・高野・幸谷・荒野）二一、二二
ゴウラ（强羅）　二二〇
コウロギ　二六九
ゴカ（五箇）　二八九
コガ（古賀・古閑）　二三九
古新田　二一
コセ（巨勢）　一五九
五反田　一二七、二八七
コバキリ　一一三
コバツクリ　一一三
コニシヨ（古仁所）　六三
コンデイ　六三


## サ


サク　一〇六、三二一
サコ（迫・埼）　一〇六、一五三
サス　一一三
サハ（澤）　七七、一〇五、一五三、三〇六
サワクリ（澤渡）　一三七
サワメキ（澤目鬼）・ザワメキ　一四
三月田　五九
サンキヨ（散居・三居・參居・山居）三一五—三一七
サンゲ（山下）　一一〇
三本松　三〇二

サンヤ（山谷・山野・三屋）　二八
シ・ジ
四至　二九、一四三
シノト　八〇
シメノ（標野）　三九八
シャグシ（石神・社宮司）　一二四
常民心理　四三
シュク　二九四
主觀的地名　二
十三塚　一三六、三九八
莊園　三、三五、三三、二二、三九、六一
ショウブタニ（菖蒲谷）　一二四
條里　二六
新開　二四
新郷　三五
新語造成法　四三
新庄家　三三
新莊　三五
新宿　三
新田　三〇、三一、六五
新田檢注　三〇
新保　三五
新町　六五
新村　六五
人文地理　八四
新屋敷　三三、一二五
ス
スカ（洛・須賀）　一五七
杉本　五一
杉の本　二七
スマ（須磨）　一五九
セ
セ（瀬）　三六九
生活技術誌　四三
セマチ　一二八
センゾク（千束・洗足）　一二四
占有地名　六七、六八
ソ・ゾ
ソウリ・ソリ（草里・反）　一二三
ゾウリ・ゾウレ（藏連）　一二三
租額定免　三
ソキ（組）　二九三
ソデ・ソンデ　一一七
ソリマチ（反町）　二七四
タ・ダ
タイ（岱・堆）　三六四、三六五
ダイ（臺）　三六三、三六四
體質人類學　四一
タカナワ（高輪）　二九九
竹の花・竹の鼻　五三
竹の内　五三
タゴ（田子）　五一
田代　三〇五、三〇九—三一一
タ、ラ（蹈鞴・多々羅）　三七五—三八二
タテ（館・楯）　三二、三三、三二四—三二六

建部
タニ(谷)　七九、一〇五、一五三、一五三、一六四、三六四
タマライ(玉來)　二七〇
タヤ(田屋)　三一七
タユヒ(田結)　五一
タワ・タヲ・トウ(凹)　一七、五一
段丘　一七

チ・チ

地域地名　六八、七〇、七五
地價据置年期　三三
地區名　九八、九九、一五五、一五六
地形語　一〇〇
地租條例制度　三三、四五、一六七
地點名　九八、一五五—一五七
地頭　一一、六三
地番　六七
地名　三九、四四、六〇、七四、八四、八六
地名の擴充性　一五、三六
地名の踏襲性　一四、一五、三六
ヂヤウノウ(定納)　一二八
中字　三三、四六
チユウモングチ(中門口)　一五〇
地理學　四〇、四一、七五、八六、一〇〇
地理學者　六八、七五

ツ

ツエ(津江)　一一
月瀨　一一
ツクシ(標)　二九〇—二九二、三〇三、三〇四







坪　三三、三五
ツツラ・ツヅラ　三八二—三八五
ツル(津留・鶴・出流)　七二、一六五
ツルガヲカ・ツルヲカ(鶴岡)　一一

テ・デ

出郷　二六
出村　二六、三一七
出屋敷　六五
テンパク(天白・天漠・天婆公)　一二四

ト・ド

ド丰(土居)　三三七
トエ　一一三
トウ　五一
トウゲ(峠)　五一
トウビヤウ　二九四
ドウメキ(百目木)　一四
トウマン(堂滿)　三八二、三八四
外新田　二一
土俗調査　四二
土地臺帳　四五、九四
土地丈量　九四、一四三
トツラ　三八三
ドドウ　一三一
ドドメキ　一三一
ドブ　一〇三
トロ(瀞)　一六五、三八五

ナ

ナ(名) 三三
長トロ 二八五
ナス(那須) 三六
ナツアケ(夏明) 二四
ナツヤキ(夏燒) 二四
縄受 三三
縄手 三三
ナル・ナロ 一八

ニ

ニタ(仁田) 八、一〇一
ニタイ 三六四
二月田 三九
ニヒガタ(新潟) 三四八
ニヒキ・ニヒノキ 二五

ヌ

二本松 三〇三
ヌ(野) 一六一
ヌタ(坐・怒田) 八〇、一〇一、三六七

ネ

ネギシ(根岸) 三三〇
ネエボリ(根居堀) 三六五
ネゴヤ(根小屋) 三三五、三三六

ノ

ノ(野) 七六—七八、一六一、一六三
農場 二〇
ノセ(能勢) 一九九







ノタ 八
ノソキ(及位) 八
ノハク 一四

ハ・バ・パ

パウグヒ(榜杭) 二九七
パウシギ(榜示木) 二九七
ハケ 一八、二一、一五七
ハッケ(八景) 二四四
ハザマ(迫・峽) 一〇五、一〇六、一五三
ハチヤ 二九四
ハツ 二九三
ハナハ・ハナワ(塙) 一七、二一、二九九
パナワ 二九九
ハバ 一〇八、二一、一五七
ハヘ(礁) 三六九、三七一
ハマイバ(破魔射場・濱井場) 三六五、三八六
濱方 三一三
ハラ 一六一
バリ(晴) 三五
ハジタテバ 二六三

ヒ・ビ・ピ

ヒウラ 一一六
ビウ・ベウ(別府) 二四
ヒオモ 一一七
ヒカゲ(日影) 一一七
ヒザワレ(膝折) 一三七
ビシヤ(毘沙・尾社) 一三二
ヒトタハタ(一鍬田) 二七九

ヒトクボタ（一窪田・一久保田）　二八〇
ヒナタ（日向）　一一七
ヒヨ・ヒヨウ・ヒヤウ（嶮・標）二八、二九三—三〇三
標後地名　一五八、一六〇
標前地名　一五八、一六〇、一六六
ヒラキ　一三八
ヒラコ　一二五

## フ・ブ・プ

符　二四
フォクロア　三五
フクジマ（福島）　一三
ブクデン（佛供田）　一三三
フクラ（福良）　一七、五一、一六五
フケ（泓・淵・富家）　一〇三、三三〇、三三三
フゴ　八〇、一〇三
札立　二九三
ブッショウ（佛生・佛聖）　一三三
フト・フット（富士・風土）　二二五
フモト（麓）　一一〇
プル　三五
フレ（觸）　三五
分割地名　六六、六八

## ヘ・ベ

別所　三五、五九
別納　三五、五九
別府・別符　二四、三五、五九
別保　三五
別名　三五



## ホ・ボ

保　三五
ボウシド・ボウジド（榜示處・榜示戸・法事堂・法師戸）　一三二、二九七
ホキ・ホケ（歩危）　一八、一二三
ホド　二八
ホヌキ・ホノギ　二八、二九、三六、四八、一四六
ホラ（洞）　七二、一〇五、一五三
堀ノ内　三三七
本郷　三五
本荘　三五
ホンボ（本保）　三五

## マ

マカド（馬門）　二〇八
松田總領・松田庶子　六四
松本　五一
ママ　一二二、一五七

## ミ

ミノチ（水内）　一六五
ミノワ（箕輪）　一〇〇
壬生　一〇
ミョウ（名）　三五、三三、六一
ミョウショ（名處）　二八、四八、一四三
苗字　三四、三七、三八、五二、六〇、六二、六三、一六〇

## ム

武藏野　一六三

ムダ(牟田)　八〇、八一、三三〇
村絵図　六六、九四

メ

メラ(目良・米良)　五一
兎　一三三

モ

モリ　三〇三

ヤ

ヤ(谷)　一三一、三三〇、三九九
ヤカケ(矢掛)　四〇〇
矢神　三九三
屋號　一四四
矢立　三九一、三九二、三九八
矢立峠　三九一
ヤチ・ヤツ(谷地・沱)・ヤト　八〇、一〇五、一五一
—一三三、三三〇、三三一、三三三、三三四、三六五
ヤチッボ　三三〇
ヤツシチゴウ(谷七郷)　一五一

ユ

有形文化誌　四三
ユヒ(由比)　五一
ユラ(由良)　一八、五一
ユリ(由利)　一八

ヨ

ヨコスカ(横須賀)　三四八
横田　二八七
ヨコマクラ(横枕)　一三五
ヨシハラ　一三五
ヨラキ　一一〇
ヨリキ(寄居)

リ

領家　六四、六四
利用地名　六八、六九、七一、七六

ワ

分郷　三三八
ワダ(和田)　三三五

キ

キナカ(田倉)　三一一、三一二、三一五
キノハナ　一一一

フ

岡方　三一三、三一四
フグニ(小國)　一六五
フサ(篠)　一二八
小野　七七、七八、一六三、一六四

# 初版あとがき

本書の第一章「地名の話」は大正元年、東京地學協會に於ける講演筆記で、地學雜誌、第廿四集、二八六、七、八號（大正元年十、十一、十二月）に登載せられた。原文は講演の速記で「あります」體であるのを、口語體に改めてある。第二章「地名と地理」は原題は同じく「地名の話」で、昭和七年、日本地理學會に於ける講演を、地理學評論、第八卷五、六號（昭和七年五、六月）に發表せられたもの。第三章「地名と歴史」は昭和九年愛知縣教育會に於ける講演で、愛知教育、第五五九號（昭和九年）に出たものである。

第四章の「地名考說」は數種の雜誌に發表せられた論考を編輯し、以上三章の總論的なものに對し各論としての體裁を與へた。而して民族一卷、四、五、六號、二卷三號（大正十五年五、七、九月、昭和二年三月）に連載された「地名考說」の名を取つて標題として



ある。本章には歴史地理の第十五卷、二、四號、第十六卷、一、二、五、六號、第十八卷一號、第十九卷、一號、第廿卷、一號（明治四十三年二、四、七、八、十一、十二月、四十四年七月、四十五年一、八月）に掲載された「地名雜考」、考古學雜誌、第一卷、九號（明治四十四年五月）に登載された「矢立峠」の外に、鄕土研究第一卷から第四卷（大正三年—六年）及び土俗と傳說第一卷、一、三、四號（大正七年、八、十月、八年一月）に隨時發表された小論文が含まれて居る。其等を雜誌及び發表時日に關せず、內容に從つて自由に編纂し、且つ一二文語體のものは口語體に改め、又適宜小題目を作つた所もある。

次に本章の各項目の出所を明示しておく。

一、二、三、四及び一九後半、三一後半　は　民族の「地名考說」
五、六、七、八—一八、二〇、二一、二三、二五—二八
及び一九前半、三一前半　は　歴史地理の「地名雜考」
四五、四六、四七、四八　は　土俗と傳說

五五　は　考古學雜誌

其他　は　鄕土研究

先生の地名解釋に關する論文は大體以上に包括されて居る。是以外のものは寧ろ純粹な民俗學的領域に入るものが多く、地理學徒にとつて、必ずしも緊喫を要しないと思はれたから、割愛を許して頂いた。先生が吾々の希望を容れて、本書の上梓を快諾されたことは感謝に堪へない。之を吾々共同の知識として、今後の地名研究が振作するならば、最も先生の意に沿ふものであらう。

最後に本書の編輯、校正、索引作製は小生に委せて頂いた。誤あらば責任は小生にある。

（昭和十年十一月　山口貞夫）

本書の原本は古今書院版昭和十一年一月十八日發行「地名の研究」初版を使用した但し往を改め圖版は之を省いた

## 刊行の言葉

こゝに柳田國男先生著作集を世に送るにあたつて一言刊行の趣旨を述べて置く。日本に民俗學の研究が興つて以來四十年、先生はこの學問の樹立者指導者として或は著述に或は講演に、又直接門下の教導に寧日なき有樣であつた。加ふるに民俗採訪の足跡は全國に遍く、山間の僻村洋上の離島に至るまでその見聞の精渉識に掌を指すが如くである。民俗學の研究に志す者はもとより本邦文化史に思ひを寄する者、先づ先生の業績をたづねるは今日の常識である。然るに先生の論文著作はその數頗る多く而も容易に入手し難い。我等これを遺憾とし先生に乞うてその代表作をまとめて一望の下に公けにせんとす。幸ひに先生にはこの計畫を賛せられ此處に刊行の運びとなつたことを喜びとする。本著作集に取扱はれたる問題は廣範にして多岐、盡く在來史學の空白として殘されし分野に研究の歩を進め獨創の見を立てられたものである。衣食住、村落と家、冠婚葬祭、國民信仰、年中行事、婦人の生活口承文藝、國語問題などいづれもその豐富なる資料を全國に亙る比較研究の下に來たし、ことさらに斷定を避けてこれを將來の研究に俟たれてゐる。我が日本の歴史が新らしき展開を告げんとするに際して我々は先づ常民の歴史を尋ねその將來の動向を決定せねばならない。學問の自由と率直なる批判の許されたる今日凡ゆる研究が精確なる事實の認識を出發點とせねばならない。この意味に於て本著作集の持つ意義は多言を要せざる處である。江湖の精讀を希望する次第である。たゞ現下出版界の惡條件は到底これを我々の理想とする形式の下に出版するを許さず、可能なる限りの努力を以て滿足するの外なきことである。讀者これを諒とせられたい。終りに臨み本計畫に援助を惜まざりし出版社各位に對し深甚の謝意を表するものである。（昭和二十二年三月　柳田國男先生著作集刊行會）

新聞紙類
¥8.0
新本
381
YK

柳田國男先生著作集　第二册

# 地名の研究

昭和二十二年十月十五日　初版發行
昭和二十三年五月二十五日　再　版

定價百二十圓

著　者　柳田國男
發行者　梅山紀
發行所　實業之日本社
東京都中央區銀座西一ノ三
電話京橋五一二一一五
振替東京三一一六
會員番號A一一〇〇〇八

印刷所　大日本印刷株式會社
製紙　小倉印刷所
製本所　小原製本所
配給元　日本出版配給株式會社

ナ L 92